

2021年10月20日
トヨタモビリティ東京株式会社

江戸川瑞江店の行政処分につきまして

当社 江戸川瑞江店において、指定整備の一部検査が未実施であることが認められた件につきまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑ならびにご不便をお掛けしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

本日、国土交通省関東運輸局より、道路運送車両法第94条の5第1項、および同法第94条の6第1項の規定違反があったとして、江戸川瑞江店の指定自動車整備事業の保安基準適合証の交付停止を申し渡されましたのでご報告申し上げます。

なお、当件の対象となる5台につきましては、全数再検査が完了しております。

レクサス高輪に続き度重なる行政処分のご報告となり、これからの信頼回復への道りは極めて厳しいものであることを重く受け止め、会社改革ならびにお客様の信頼回復に尽力してまいります。

記

1. 処分の概要

江戸川瑞江店の指定自動車整備事業の保安基準適合証の交付停止命令

検査の一部を実施せず適合証を交付、および指定整備記録簿に虚偽記載した事実により、指定自動車整備事業の保安基準適合証の交付 45 日間停止

(停止期間：2021年11月1日～12月15日まで)

なお、江戸川瑞江店の関係者に対し、社内規程に基づく懲罰処分を別途実施しました。

2. 保安基準適合証交付停止期間中の車検対応について

保安基準適合証交付停止期間中の車検につきましては、お客様のご意向を伺った上で、弊社近隣店舗に回送して点検、整備および検査を実施させていただきます。

<本件に関するお問い合わせ>

【お客様】お客様相談テレフォン 0120-127-126

火曜日定休、受付 9:00～17:00

【報道関係】総務部 総務企画室 広報グループ 03-5439-2430

以上